

## 長久手市公共建築物等の木材の利用の促進に関する方針

### (目的)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、愛知県が定めた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する愛知県の基本方針」(平成23年6月17日公表)に即して必要な事項を定め、市内の公共建築物等への木材利用の促進を通じて、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な公共空間を市民に提供するとともに、再生可能な資源であり、長期間にわたって炭素を貯蔵できる木材を積極的に活用することによる循環型・低炭素社会の構築や森林の有する公益的機能の発揮に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、市が事業主体となり、整備する建築物をいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分(壁、柱、梁、桁等)の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は改修に当たり、天井、床、壁等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5) 「地域材」とは、県内の森林から生産された木材及び地域間交流を行っている長野県木曾郡南木曾町内の森林から生産された木材をいう。

### (木材の利用の目標)

第3 次に掲げる目標に沿って、木材の利用促進を図るものとする。

#### (1) 木造化の推進

公共建築物のうち、低層の建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築物)については、木造化を推進する。ただし、次のいずれかに該当する場合は木造以外の構造にすることができる。

ア 建築基準法その他の法令において耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物の場合

イ 建築物の用途から木造がなじまない、あるいは木造にすることが技術的に困難な場合

(2) 木質化の推進

木造化が適当でないと判断された建築物であっても、内装等において木材の利用が可能な部分については、木質化を推進する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くことができる。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

木造化・木質化の実施にあたっては、地域材の使用を推進する。

(4) 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

(その他利用促進に関し必要な事項)

第4 公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で地域材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

- (1) 設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意すること。
- (2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、利用方法、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。
- (3) 法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、木造・木質化が進められるように働きかけること。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。